<ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合の、構造設備基準の主な改正点>

令和3年10月1日施行

項目	変更後	変更前
	点検・清掃・排水ができる構造	
気泡発生装置等の	※ <u>既存施設には、適用しない。</u>	規定なし
基準を規定	<u>ただし、増築、改築または大規模修繕を</u>	然足な じ
	<u>する場合には、適用する。</u>	

<浴室・浴槽水に関する衛生措置、風紀に関する基準の主な変更点>

令和4年1月1日施行

- サイド・ナフェロルじり			
項目	変更後	変更前	
混浴制限年齢の 引下げ	<u>7</u> 歳以上の男女を混浴させないこと	10歳以上の男女を混浴させないこと	
貯湯槽の対象を 拡大	<u>水道水、井戸水、温泉等</u> 点検:随時行う 消毒:1年に1回以上行う 清掃:1年に1回以上行う	温泉法に規定する温泉 点検:随時行う 消毒:1年に1回以上行う 清掃:1年に1回以上行う	
調節槽の 措置基準を規定	<u>点検:随時行う</u> <u>消毒:1週間に1回以上行う</u> <u>清掃:1年に1回以上行う</u>	規定なし	
モノクロラミン 消毒時の濃度を 規定	3mg/L以上	規定なし	
実施状況記録 の対象を拡大	調節槽、 <u>貯湯槽</u> ※、浴槽水の清掃、 消毒、検査等の実施状況記録 (3年間保存) ※貯湯槽の対象拡大を含む	貯湯槽、浴槽水の清掃、消毒、 検査等の実施状況記録 (3年間保存)	
一部の貸与品の規 定を変更	・かみそり <u>貸与の禁止</u> ※ ※使い捨て品を提供することは可能 ・タオル、くし等 貸与の禁止。ただし、1人毎に消毒し た場合は、貸与することができる。	・かみそり、タオル、くし等 貸与の禁止。ただし、1人毎に 消毒した場合は、貸与すること ができる。	